

《参 考》

登記されていないことの証明書とは

登記されていないことの証明書とは、法務局における後見登記等ファイルに記録されていない(成年被後見人・被保佐人等に該当しない)ことを証明するものです。

※身元（分）証明書との関係は？

平成12年3月31日以前は、禁治産者(成年被後見人とみなされる方)・準禁治産者(被保佐人とみなされる方)については、その内容は本人の戸籍への記載という方法で公示されていましたが、平成12年4月1日以降は、新しい成年後見制度の施行により、その公示方法が戸籍への記載から後見登記等ファイルへの登記に変更されました。

そのため、平成12年3月31日以前に、いわゆる欠格条項に該当しないこと(禁治産者(成年被後見人とみなされる方)、準禁治産者(被保佐人とみなされる方)に該当していない)の証明は、従前どおり本籍地の市町村が発行する「身元(分)証明書」によって行うことになり、平成12年4月1日以降は、その証明は成年被後見人・被保佐人等に該当していないことを証明する「登記されていないことの証明書」によって行うことになりました。

その結果、いずれの時点においても欠格事由に該当していないことを証明するためには、「身元(分)証明書」及び「登記されていないことの証明書」の**両方が必要**となります。

なお、「破産者」でないことの証明につきましては、従前どおり身元(分)証明書によってのみ証明されることとなります。

【発行手続き】

東京法務局後見登録課、全国の法務局・地方法務局(本局)(愛知県内は名古屋法務局)の戸籍課の窓口で行っています。

郵送で申請する場合は東京法務局後見登録課(〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎4階 電話03-5213-1360)のみの取り扱いとなります。

詳しい申請方法については、法務局(名古屋法務局 電話052-952-8111)へお問い合わせください。